

平成 23 年 8 月 15 日
独立行政法人福祉医療機構
顧客業務部

平成 23 年東日本大震災に係る 福祉医療貸付に関する返済猶予の延長等について

1. 返済猶予の 5 年間の延長について

東日本大震災により被害を受けられたお客さまについて、すでに平成 23 年 3 月 11 日から当面 6 か月の間の元利金の支払いについて、返済の猶予を実施させていただいているところです。

今般、当該震災の被害の甚大さと現地の実情を勘案し、被災地における福祉・医療施設の復旧を支援するため、さらに最長で 5 年間の元利金の返済猶予及び返済期限の延長を実施いたします。

2. 二重債務となるお客さまへの対応について

今般の震災による施設の建て替え等のために新たに借入をして当機構の既往借入と合わせて二重債務となるお客さまについては、復旧を支援するため、個別に、建て替え後の事業計画、二重債務合計の返済可能性を踏まえ、ご負担の少ない返済方法（返済期限の延長、金利の見直し等）を相談させていただきますので、下記震災相談窓口までご連絡ください。

※二重債務となる方とは… 東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

3. 返済猶予期間の延長申込方法

【直接貸付（機構に直接融資の申込み）をご利用のお客様】

- (1) 現在返済猶予を実施中のお客様には機構より個別に申込方法をご案内いたします。
- (2) 新たに返済猶予を希望されるお客さまについては下記震災相談窓口までご相談ください。

【代理貸付（金融機関を通じての融資の申込み）をご利用のお客様】

融資のお申し込みをされた金融機関にご連絡ください。

4. 連絡先

ご不明な点などございましたら、下記までご遠慮なくお問い合わせください。

《顧客業務部 震災相談窓口》

電話 0120-3438-64
FAX 03-3438-0248
E-mail wam_hensa@soudan@wam.go.jp

**平成 23 年東日本大震災に伴う福祉貸付・医療貸付を
ご利用中の被災地のお客様の返済猶予にかかる Q&A**

Q. 元金返済猶予を申請したら、必ず猶予してもらえるのですか？

A. はい、原則として申請の通り受付いたします。ただし、施設が早期に復旧するなど返済が可能な状況になった場合は、猶予期間中であっても返済再開についてご相談させていただくことがあります。

Q. 2年間の返済猶予は可能でしょうか？

A. はい、可能です。最長5年間の範囲で、施設の実情や復旧計画に合わせて返済猶予期間の申請をお願いいたします。

Q. 元金の返済猶予期間中の金利の取扱はどうなりますか？

A. 元金のお支払いのない猶予期間中も金利は発生いたしますが、この金利についても返済猶予いたしますので、猶予期間明けに均等分割返済していただくこととなります。

以上